

2026年2月

各位

住商インシュアランス株式会社
個人保険部

住友商事グループ団体扱自動車保険 大口団体割引率変更のご案内

拝啓 平素は住友商事グループ団体扱自動車保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。この度、2026年1月1日以降を保険始期とする自動車保険の大口団体割引率が下記のとおり変更となりますのでご案内いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 2026年度の大口団体割引率 ※()内は2025年度適用の割引率

引受保険会社	三井住友海上火災保険 株式会社	東京海上日動火災保険 株式会社	損害保険ジャパン 株式会社
適用割引率 (%)	17.0 (24.5)	17.0 (23.5)	15.0 (24.5)

2. 大口団体割引率について

(1) 適用期間

改定後の大口団体割引は2026年1月1日より2026年12月31日の間に保険始期日がある契約に適用されます。

(2) 割引率の決定

住友商事グループ全体の自動車保険の”契約台数”と”損害率(保険金お支払い実績)”を基に毎年見直しされます。

3. 割引率変更の背景

事故の増加や昨今の物価上昇による保険金支払額増加により、住友商事グループ全体を通しての損害率が悪化していることが主な原因です。コロナ禍からの経済活動回復に伴う事故の増加、物価高騰による修理費用の高額化に伴い、損害率が悪化し、割引の維持が困難となりました。

※損害率の推移

割引率適用対象年度	2026年度	2025年度	2024年度	2023年度
損害率 (%)	50.1	47.7	42.6	41.0

各年度とも、年度開始日の18か月前～6か月前の期間で損害率を算出します。

例) 2026年度の場合、2024年7月1日～2025年6月30日

4. 今後について

上記3. のとおり、自動車保険の大口団体割引率の維持・向上は、年々厳しさを増している現状です。

このため誠に遺憾ではございますが、割引の維持・向上を目的として、一部お客さま側の過失に起因する事故での保険金請求を、短期間に繰り返された方などにつきましては、補償条件に制限を設ける、住友商事グループ団体扱以外でのご契約とさせていただくなとの個別相談をさせて頂く場合があります。

(その場合でも、一般契約としてのご継続は可能ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。)

今後も住友商事グループのお客さまにとって、より良い制度として大口団体割引を維持していくため、引き続き契約台数の増加に努めてまいります。

お客さまにおかれましても、日頃より安全運転を心がけていただきますよう、お願い申し上げます。

<取扱代理店>

住商インシュアランス株式会社 個人保険部

ご連絡先：setp.kuruma@sc-ins.co.jp

(電話の場合)：03-5657-6311

(平日 10:00～16:00)

自動車保険の情報はこちらから

<https://www.sc-ins.co.jp/shokuiki/car/>



以上

- ・この案内文書は概要を説明したものです。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。

(東京海上日動) 募集文書番号：25TC-004803 (2026年1月作成)

(損害保険ジャパン) 募集文書番号：SJ25-14103 2026/02/04